

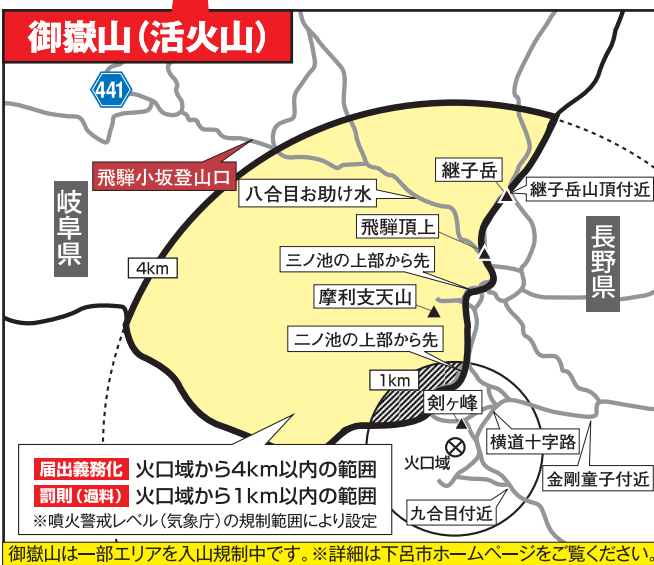
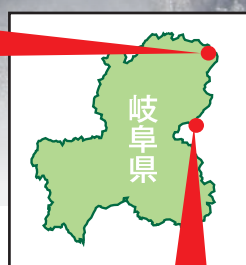
北アルプス及び活火山(岐阜県側)を登山する皆様へ 登山届は必ず提出しましょう!

岐阜県では、「岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例」により北アルプス地区と活火山地区(御嶽山、焼岳)の登山に対し、登山届の提出を義務付けています。

**罰則
(過料)**

登山届を提出しなかった者、虚偽の届出をした者は5万円以下の過料が科せられます。

平成28年
12月1日から



何のために登山届を出すの?

- ◆あらかじめ計画を立てることで無理な登山を防止し、体力・装備・技術に合った登山が楽しめます。
- ◆万が一、遭難事故に遭ったとき、遭難場所を特定しやすく、スムーズかつ効率的な救助活動を行うことができます。
- ◆遭難事故発生時、家族や関係者と素早く連絡を取ることができます。

登山届の記載事項

- 1 登山者の住所、氏名、性別、年齢
- 2 登山の期間、行程
- 3 装備品、飲料水に食糧の内容
- 4 緊急時の連絡先
- 5 通信手段の状況
- 6 登山活動団体等への加入状況
- 7 山岳保険への加入状況 等

登山届の提出方法

- ◇登山届ポストへの投函
- ◇オンラインによる届出
 - ・岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会(北アルプス地区のみ)
 - ・コンパス
- ※「コンパス」は(公社)日本山岳ガイド協会が運営する登山届受理システムです。
- ◇下記機関への郵送、FAX、メール等
 - ・岐阜県防災課
 - ・岐阜県警察本部地域課
 - ・地元警察署並びに交番・駐在所
 - ・岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会(北アルプス地区のみ)

北ア遭対協



コンパス



条例に関する問い合わせ先

岐阜県 防災課 山岳遭難・火山対策室 山岳遭難対策係

TEL. 058-272-1111 (内線3347)

岐阜県 山岳遭難防止

検索